

こども誰でも通園制度のお知らせ

令和8年4月から始まる『こども誰でも通園制度』は、全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的とし、保護者の就労要件等を問わず利用することができる制度です。

対象児童は
保育所等に通っていない
0歳6ヶ月～満3歳未満

月10時間までの範囲で
時間単位で利用が可能

町内実施施設は3園
小川原保育園
上野保育園
乙供文化保育園
上記施設の利用は無料

利用開始までの流れ

1 利用申請

東北町役場福祉課または東北支所（東北町コミュニティセンター未来館内）に申請書を提出してください。
利用申請書は、東北町役場ホームページからダウンロードするか、申請書提出窓口または町内実施施設で配付しています。

2 利用者資格認定・認定証交付

利用申請書を提出していただいた後、申請書に記載されている内容を確認し、認定証を交付します。

3 こども誰でも通園制度総合支援システムのアカウント発行

こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）のアカウントを発行します。
「アカウント発行のお知らせ」メールが届いたら、メール内に記載のURLからシステムの登録をしてください。

4 事前面談

利用希望施設へ初回面談の予約をしてください。
面談は、利用希望施設で行います。

5 利用開始

初回面談後、施設の利用予約をして、利用開始となります。

お問い合わせ先

東北町役場 福祉課

☎ 0176-56-3111（内線 152）